

千代田区自己所有物件に係る私立保育所開設経費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）から賃借した土地に自己所有物件として私立保育所を開設する場合に要する経費について、区が助成を行うことにより、保護者が安心して児童を預けることができる私立保育所の整備を促進し、待機児童を解消し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所をいう。
- (2) 認可外保育所 認可保育所の設備及び運営条件を満たす保育所であり、児童福祉法第35条第4項の認可手続中であるものをいう。
- (3) 私立保育所 国及び地方公共団体以外の者が設置する認可保育所及び認可外保育所をいう。
- (4) 施設整備 私立保育所を開設する際に、区が有する土地（以下「区有地」という。）において実施する既存物件の解体工事、土地造成工事、設計、建物建築及び内装工事をいう。
- (5) 保育業務支援システム整備 認可保育所における保育所職員の業務負担軽減を目的とし、東京都が別に定める要件を満たすシステムを導入することをいう。
- (6) 処分制限期間 区との間に締結した土地の賃借契約期間をいう。

(助成金の交付額)

第3条 区は、区内における私立保育所の開設に必要な経費について、予算の範囲内において助成を行う。

(助成対象者及び事業)

第4条 この要綱による助成の対象となる者は、区有地に私立保育所の設置を予定している法人とする。

2 この要綱による助成の対象となる事業は、区有地において行う私立保育所整備とする。

(助成対象施設)

第5条 助成の対象となる私立保育所（以下「助成対象施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものに限る。ただし、区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 区が誘致した私立保育所であること。
- (2) 乳幼児の入園選考に係る事務の全部を区に委任すること。

2 助成対象施設は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）その他の関係法令等に適合するものであること。
- (2) 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日付9福子推第1047号東京都福祉局長通知）に適合するものであること。
- (3) 施設整備に当たって、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令等に適合するものであること。

（助成対象経費）

第6条 助成の対象となる経費は、助成対象施設の開設に当たって必要な経費（以下「開設準備経費」という。）であって、施設整備費及び学校110番設置費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 職員の宿舍に要する費用
- (2) 初度備品整備に要する費用（私立保育所を開設する際に、保育用品、調理・調乳用品、什器、事務用品その他の物品の調達に要する費用をいう。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認める費用

（助成金の交付額）

第7条 助成金の交付額は、次の各号の規定ごとに算出した額を合算した額とする。

- (1) 施設整備費 施設整備に係る経費（保育の実施に当たり必要な経費として教育長が認めるものを含む。）のうち設置者の実支出額と別表の基準額を比較して、いずれか少ない方の額
- (2) 保育業務支援システム整備費 保育業務支援システム整備に係る経費とし、2,000,000円と実支出額を比較していずれか少ない方の額
- (3) 学校110番設置費 学校110番（事件発生等の緊急時における非常通報のための装置をいう。）を設置する場合の当該設置に係る経費の全額。ただし、300,000円を上限とする。

（交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、助成対象施設の施設整備が複数年度にわたる場合は、各年度ごとに申請しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 当該開設準備に係る収支計算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 前項ただし書の申請が初年度の場合においては、申請者は、同項各号に掲げる書類のほか当該申請に係る助成対象施設全体の施設整備に関する同項第3号に掲げる書類その他教育長が必要と認める書類を添えなければならない。

(交付決定)

第9条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、助成金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の交付決定（以下単に「交付決定」という。）に際し、必要に応じて条件を付すことができる。

(契約の適正確保)

第10条 私立保育所の開設に係る契約は、競争入札の適正な方法によるものでなければならない。

2 助成事業者（助成金の交付決定を受けた事業者をいう。以下同じ。）は、前項の契約に当たって、千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条に定める暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者の関与を受けてはならない。

(工事の着手)

第11条 第8条第1項の交付申請をした申請者は、交付申請後に施設整備に係る工事に着手することができる。ただし、第9条の交付の可否決定前に着手した工事について不交付が決定された場合には、区は補償の責任を負わない。

(状況報告)

第12条 申請者は、当該施設整備に係る工事に着手した日から7日以内に工事着工報告書（第5号様式）による着手の状況を教育長に報告しなければならない。

2 前項の報告をした者は、着工日以後2か月が経過するごとに、工事实施状況を、当該経過する日から10日が経過する日までに教育長に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該施設整備が完了したときは、工事完了状況を、完了の日から10日が経過する日までに教育長に報告しなければならない。ただし、当該施設整備が完了した年度の翌年度4月に開設する助成対象施設にあっては、当該施設整備が完了した年度の末日までに報告しなければならない。

(交付決定に係る事項の変更等の承認)

第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき又は交付決定を受けた助成金の額に変更があるときは、速やかに助成金交付決定に係る変更等申請書（第6号様式）を教育長に提出し

なければならない。

- (1) 交付決定の内容に新たに事項を追加しようとするとき。
- (2) 交付決定を受けた額から大幅な経費の増額が生じるとき。
- (3) 助成対象施設の規模、構造、用途又は定員を変更しようとするとき。
- (4) 助成対象施設の開設を中止し、又は停止しようとするとき。

2 教育長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、助成金交付変更承認（不承認）通知書（第7号様式）により助成事業者に通知するものとする。この場合において教育長は、必要に応じて条件を付することができる。

（助成対象施設の開設準備の完了時期）

第14条 助成対象施設の開設準備は、交付決定（前条第2項の規定により変更された場合は、当該交付変更承認。以下同じ。）において予定された期限までに完了しなければならない。ただし、助成対象施設の開設準備の遂行上教育長が特に認めたときは、この限りでない。

（事故報告）

第15条 助成事業者は、開設準備が前条に規定する完了予定期限までに完了しない場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令）

第16条 教育長は、助成対象施設の開設準備が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件にしたがって遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し当該施設の開設準備の適正な遂行を命ずることができる。

（出来高報告）

第17条 第8条第1項ただし書の規定により申請をした助成事業者は、各年度の末日までに当該年度の工事の出来高について出来高報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。ただし、当該年度に次条の実績報告書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 出来高精算書（第8号の2様式）
- (2) 出来高報告書提出時点の現地写真

2 助成事業者は、助成対象施設の開設準備を停止したときは停止までに係る工事の出来高について前項本文の例により教育長に報告しなければならない。

（実績報告）

第18条 助成事業者は、助成対象施設の開設後2か月以内に、実績報告書（第9号様式）に次の各

号に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。ただし、当該開設準備が完了した年度の翌年度4月に開設する助成対象施設にあっては、当該開設準備が完了した年度の末日までに報告しなければならない。

- (1) 精算額内訳（第9号の2様式）
- (2) 事業実績報告書（第9号の3様式）
- (3) 開設準備経費の実績額を確認できる書類
(助成金の額の確定等)

第19条 教育長は、第17条第1項本文の規定による出来高報告又は前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、並びに助成対象施設の開設準備の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、これらに適合すると認めるときは助成金の額を確定し、助成事業者に助成金額確定通知書（第10号様式）により通知する。

2 教育長は、前項に規定する書類の審査、現地調査等の結果、助成対象施設の開設準備の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(助成金交付の請求)

第20条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の額の確定を受けたときは、助成金交付請求書（第11号様式）により千代田区長（以下「区長」という。）に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業者は、助成金の額の確定を受ける前であっても、交付決定を受けた当該年度の施設整備費助成額の2分の1の額を限度として、助成金交付請求書により、工事の着工後に交付を請求することができる。

(交付)

第21条 区長は、前条第1項の請求を受けた場合において適切と認めるときは、遅滞なく助成金を交付するものとする。

2 前条第2項の規定により助成金の一部を交付した場合において、第19条第1項の規定により助成金の額が確定したときは、区長は、既交付額との差額を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第22条 教育長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 助成対象施設の開設を中止したとき。

2 教育長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第23条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、助成対象施設の開設後5年以内に助成事業者が当該助成対象施設を廃止したときは、次の表の左欄に掲げる開設日から廃止日までの期間に応じ、既に交付した助成金に同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の返還を命じるものとする。

開設日から廃止日までの期間	返還割合
1年未満	80パーセント
1年以上2年未満	70パーセント
2年以上3年未満	60パーセント
3年以上4年未満	50パーセント
4年以上5年未満	40パーセント

3 助成事業者は、開設準備完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金にかかる仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第14号様式）により速やかに教育長に報告しなければならない。この場合において、区長は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第24条 助成金の交付を受けた助成事業者が前2条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 4 教育長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(助成の制限)

第25条 第22条の規定により助成金の交付決定の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日から3年を経過する日までは、新たな助成を受けることができない。

- 2 第23条第2項の規定に基づき助成金の返還を命じられた者は、当該返還金を完済した日から3年を経過する日までは、新たな助成を受けることができない。

(財産処分等の制限)

第26条 助成により取得した財産は、助成対象施設の開設後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者が、助成を受けて取得した財産を助成金の交付目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、取得した後、財産の種類に応じ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。
- 3 区長は、助成により取得した財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(書類の整備保管)

第27条 助成事業者は、当該助成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を開設準備の完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(委任)

第28条 この要綱の施行に際して必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に区が誘致した私立保育所であって平成31年度中に開設するものに対して適用する。

附 則（平成29年 8 月 1 日29千子子推発第311号）

この要綱は、平成29年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成30年 4 月27日30千子子推発第95号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、平成30年 5 月 1 日以後に開設する私立保育所の開設準備経費について適用する。

別表（第 7 条関係）

経費区分		基準額 1 施設当たり
解体工事経費	建物の解体	100,000,000円
	建物以外の解体	1 平方メートル当たり100,000円
土地調査経費		5,000,000円
土地造成工事経費		10,000,000円
建物建築及び内装工事の経費	定員31名～50名	274,050,000円
	定員51名～70名	383,670,000円
	定員71名～90名	493,290,000円
	定員91名～110名	602,910,000円
	定員111名～130名	712,530,000円

様式（略）